臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	渡部　　彩	意匠
試験委員	青木　大也	著作権法・不正競争防止法
試験委員	石井　隆明	意匠
試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	岩谷　禎枝	商標
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	打出　義尚	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大友　良浩	特許・実用新案
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	道祖土新吾	特許・実用新案／工業所有権に関する条約
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	瀬沼宗一郎	特許・実用新案
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	柘植　聡人	特許・実用新案
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	新留　　豊	
試験委員	原口　美和	特許・実用新案
試験委員	藤脇　昌也	特許・実用新案
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	前田　健一	商標
試験委員	松田　直也	
試験委員	真鍋　伸行	商標
試験委員	宮澤　　浩	特許・実用新案／著作権法・不正競争防止法
試験委員	宮嶋　　学	特許・実用新案
試験委員	村守　宏文	特許・実用新案
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

公　　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年１月14日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川995番７ 田　19㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川995番 田　８畝）	渡邊トシ子 山形県北村山郡大石田町大字大石田丁44番地	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字清水字ウト山2610番16 公衆用道路 50㎡	法含寺 山形県最上郡大蔵村大字清水番外１番地	公共利用計画あり
山形県最上郡大蔵村大字南山字塩84番９ 用悪水路 164㎡ （買収時：山形県最上郡大蔵村大字南山字塩84番１ 田　２反９畝18歩）	早坂　吉蔵 山形県最上郡大蔵村大字清水1513番地	公共利用計画あり
岩手県奥州市前沢古城字志人沢39番 山林　1,413㎡ （買収時：岩手県胆沢郡古城村大字古城字志人沢39の内のい 山林　１反３畝12歩）	小沢　勝治 岩手県胆沢郡古城村大字古城字志戸ヶ沢10番地	
岩手県二戸市浄法寺町海上49番19 山林　311㎡ （買収時：岩手県二戸郡浄法寺町大字駒ヶ嶺字海上49番19　畑　４畝20歩）	姉帯由太郎 岩手県二戸郡浄法寺町大字駒ヶ嶺字海上１番地	
宮城県白石市大川町125番 畑　6.61㎡ （買収時：宮城県刈田郡白石町大字白石字半沢屋敷西125番 畑　２歩）	岡部　すて 宮城県刈田郡白石町大字白石字亘理町19番地	
岩手県一関市大東町猿沢字小森83番２ 山林　926㎡ （買収時：岩手県東磐井郡猿沢村字小森83番２ 山林　１反２畝19歩）	及川　大吉 岩手県東磐井郡猿沢村岩婦８番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年１月14日

農林水産大臣　鈴木　憲和